

## 障害者雇用

# 日本に是正勧告検討

## ILO法定基準を未達成

一定割合の障害者の雇

用を義務づける法定雇用

率を日本企業が下回り続

けている状況について、

国際労働機関（ILO）

が是正勧告を出すかどう

かの検討に入ったことが

2日、わかった。勧告に

強制力はないが、日本政

府は国際的な批判を受け

かねず、対応が求められ

そうだ。

ILOは、全国福祉保

育労働組合が障害者の雇

用促進を求めて行った是

正勧告の申し立てを先月

受理。労使代表らが加わ

る審査委員会も設置し

た。日本政府や組合が提

出す障害者雇用に関する

資料をもとに、勧告に

ついて判断する。

ILOの「障害者の職

業リハビリテーション及

び雇用に関する条約」

は、批准国に障害者の雇

用機会の増進に努めるよ

う求めており、日本は92

年に批准した。

しかし、日本の民間企

業（従業員56人以上）の

07年の障害者雇用率は1

・55%で、76年に障害者

雇用が義務化されて以来

最高だったが、法定雇用

率（1・8%）は未達成

となっている。同労組は

是正勧告を求めた申し立

てでこれを批判。障害者

に福祉サービス利用料の

原則1割負担を求める障

害者自立支援法も条約違

反だと、撤廃を求めている。

日本障害者協議会の藤

井克徳常務理事は「国際機関の評価を得て政府に是正を求めたい」と話す。厚労省は「今後、政

府の見解を審査委員会に提出する。現時点ではコメントできない」としている。